医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに

当院で実施された医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数は下記のとおりです。

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
工	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成術等	0
1	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	Ο
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
+	同種死体腎移植術等	0

手術の件数

・区分4に分類される手術

53

• その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	2
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び	0
ペースメーカー交換術	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの を含む)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び	0
経皮的冠動脈ステント留置術	